# 令和元年第2回宇治田原町議会定例会

目	次
_	· ·

	2日)	3月1	介和元年	日 (全	○第:
85		3 号)	程(第	事 日	議
87		归	一般質	第1	日和
議員87	精	本	1. 山		
議員91	<b>雪</b> 一	田	2. 原		

### 令和元年第2回宇治田原町議会定例会

## 議 事 日 程(第3号)

令和元年 6 月 1 2 日 午 前 1 0 時 開 議

## 日程第1 一般質問

議長

副議長

- 1. 山 本 精 議員
- 2. 原 田 周 一 議員
- 1. 出席議員

12番	谷	口		整	議員
1番	Щ	内	実賃	貴子	議員
2番	Щ	本		精	議員
3番	今	西	久美	<b></b>	議員
4番	垣	内	秋	弘	議員
5番	田	中		修	議員
6番	原	田	周	_	議員
7番	馬	場		哉	議員
8番	松	本	健	治	議員
9番	谷	口	重	和	議員
10番	浅	田	晃	弘	議員
11番	藤	本	英	樹	議員

- 1. 欠席議員 なし
- 1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町			長	西	谷	信	夫	君
副	田	Ţ	長	Щ	下	康	之	君
教	育		長	奥	村	博	已	君
総	務	部	長	奥	谷		明	君

健康福祉部長 久 野 村 観 光 君 建設事業部長 君 野 田 泰 生 まちづくり整備推進 黒 Ш 剛 君 担 当 部 長 教 育 部 長 光 嶋 隆 君 総 務 課 長 君 青 Щ 公 紀 企画財政課長 矢 野 里 志 君 場 浩 税住民課 長 馬 君 介護医療課長 廣 島 美 君 照 健康児童課長 立 原 信 子 君 建設環境課長 智 谷 出 君 プロジェクト推進課長 山 下 仁 司 君 産業観光課長 木 原 浩 君 上下水道課長 垣 内 清 文 君 会計管理者兼会計課長 長谷川 みどり 君 学校教育課長 岩 井 直 子 君 社会教育課長 水 君 清 清

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 村 和 弘 Ш 君 庶 務 係 長 太 智 子 田 君

#### 開 会 午前10時00分

○議長(谷口 整) 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。これより本日の会議を開きます。

#### ◎一般質問

○議長(谷口 整) 日程第1、一般質問を行います。山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○2番(山本 精) 皆さん、改めましておはようございます。

通告に従いまして、山本が一般質問を行います。

質問は、大きく交通安全対策と自然を守る対策についての2件です。

最初に、交通安全対策について質問をします。

昨年の3月議会でも質問しましたが、宇治田原大石東線の新名神高速道路岩山地区工事現場付近の3差路交差点は、工事開始以前から見通しが悪く、いつ事故が起きてもおかしくない状況になっています。以前からも交差点に信号機の設置をということで話させてもらいましたが、前回の答弁の中で、関係機関と相談し検討するということになっていましたが、その後の経過状況はどうなっていますか。

- ○議長(谷口 整) 青山総務課長。
- ○総務課長(青山公紀) 皆様、改めましておはようございます。

それではご答弁申し上げます。

当該箇所への信号機設置につきましては、関係区より設置要望が出ているところでございます。設置・検討につきましては、京都府公安委員会においてなされることから、京都府田辺警察署を通じて要望をしているところでございます。

しかしながら、信号機の設置につきましては、交通量、道路状況などを十分に勘案し、 府下全域において緊急度の高い順に設置されている状況であるとお聞きしておりますこ とから、引き続き要望を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよ うお願い申し上げます。

- ○議長(谷口 整) 山本議員。
- ○2番(山本 精) 今、信号機の設置については、交通量や道路状況などを十分に勘案 し、府下全域において緊急度の高い順に設置されている状況であるということですが、 当該地域の交差点は朝の通勤時、1時間に300台を超える車両が行き交っています。

また、岩山の旧道への大型車の誤った進入も見られるところとなっています。旧道への 直進は道幅が狭いため、大型車直進禁止の看板もありますが、草などで覆われ見にくく なることが多いためであると考えられます。大型車直進進入禁止も、信号機の設置をす ることにより、よりわかりやすくなると思います。その点も考慮して関係各所への要望 を強めてはどうでしょうか。

- ○議長(谷口 整) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) 当該箇所の除草につきましては、府道・町道それぞれの部分に おいて、京都府及び町で適宜実施しておりますとともに、地元ボランティアの方々にお いてもご協力を賜っているところでございます。いずれにいたしましても、先ほどもご 答弁申し上げましたように、京都府田辺警察署を通じ引き続き要望をしてまいりたいと 存じます。

また、あわせて一旦停止や大型車両等の進入禁止についても、現地交差点での警察官による立ち番指導強化に努めていただいておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(谷口 整) 山本議員。
- ○2番(山本 精) 信号機の設置については、京都府田辺警察署を通じ引き続き要望してまいりたいということですが、ここはやっぱり一日も早い設置をすることを求めまして、交通安全対策の2つ目の質問に移りたいと思います。

町道郷之口岩山線や町道郷之口湯屋谷線の安全対策についてです。

町道郷之口岩山線や町道郷之口湯屋谷線では、朝や夕方の通勤、退社時間帯の交通量の多さや自動車の速度が速いため、横断が思うようにできない状況になるということがあります。以前から一般質問をしているところでありますが、今ドライバーへの注意喚起のための街頭啓発や、町道郷之口岩山線は速度制限を30キロで行っていますが、ほとんど守られていない状況にあります。また、町道郷之口湯屋谷線の制限速度規制の要望はどうなっていますか。

- ○議長(谷口 整) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) 町道郷之口岩山線におけるドライバーへの注意喚起につきましては、町交通対策協議会の皆様による街頭啓発をはじめ、町長を先頭とする町職員や地域の方々がボランティアで毎月1回実施している街頭啓発を引き続き実施することにより、ドライバーに対し安全運転を呼びかけていくとともに、悪質なドライバーに対しま

しては、京都府田辺警察署へ取り締りの強化を今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

また、町道郷之口湯屋谷線の速度規制につきましては、平成28年10月の総務建設常任委員会でご報告申しておりますとおり、関係区と協議の結果導入しないこととなりました。しかしながら、当該路線におきましても朝夕の通勤・退社時間帯に交通量が増加することから、これまでもドライバーへ注意を促す啓発看板を適宜設置しているところでございますが、引き続き各種啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷口 整) 山本議員。
- ○2番(山本 精) 今、ドライバーへの注意喚起、今まで行っている街頭啓発を引き続き実施するとともに、悪質なドライバーに対しては警察への取り締まりの強化を要望しているということですが、どういう取り締りの強化を行っておられるんですか。
- ○議長(谷口 整) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) 悪質なドライバーに対しましては、通報があれば警察に連絡を して情報共有を行い、パトロールの強化をお願いしておるところでございます。また、 スピード違反や一方通行の取り締まり強化につきましても継続要望をしているところで ございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(谷口 整) 山本議員。
- ○2番(山本 精) 今、スピード違反や一方通行の取り締まり強化を継続要望しているということですが、現在でも状況は変わっていません。そこで、必要なところへの歩行者の信号機を設置することにより、より横断することができると思いますので、そういうことを求めまして次の質問、2件目の宇治田原町の自然を守る対策について質問します。

これまでの山砂利採取やその跡地へのソーラーパネルの設置、資材置き場と称した山の掘削、道路建設などで里山がどんどん削られています。町の第5次まちづくり総合計画の「便利で快適に過ごせるまち」の「豊かな自然との共生」、その1背景で、住民意識調査では全体の3割以上が豊かな自然環境を住み続けたい理由としており、また7割以上が自然環境保全を行政の施策として重要視していることから、町内の自然環境保全に対して住民の関心は高くなっていますが、現状を学び、自然に親しむ機会が十分とは言えません、というふうに分析しています。

山や畑、田んぼの役割は、景観・防災・環境保全の観点からも重要であると考えられています。今、日本の各地で里地里山を守る運動として、里地里山条例を制定しているところがあります。一例ですが、「この条例は、嵐山町の里地里山づくりについて、基本理念を定め、町並びに町民、里地里山活動団体、土地所有者等、事業者及び来訪者の責務を明らかにするとともに必要な事項を定め、里地里山の公益的機能が持続的に発揮されることにより、現在及び将来の豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする」、これは埼玉県の嵐山町の条例の目的です。

本町でもこのような里地里山条例を制定する必要があると考えますが、町の考えはい かがでしょうか。

- ○議長(谷口 整) 谷出建設環境課長。
- ○建設環境課長(谷出 智) 議員ご指摘のとおり、第5次まちづくり総合計画での住民 意識調査によれば、多くの住民の皆様が自然環境の保全を行政施策として重要視してい るとの結果が出ている一方で、土地利用については自然環境に留意した開発等を求める との声が多く寄せられておりますことから、本町としては、豊かな自然環境と土地利用 の調和を図る必要があると考えております。

そこで、無秩序な開発を抑制し、住民の住環境を守るためにも、今議会において実効性の高い町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例等を上程させていただいたところであり、こうしたより実効性の高い条例等により、自然環境に留意した開発を誘導するとともに、自然環境への取り組みに対しましては引き続きエコパートナーシップうじたわらなど、環境保全に取り組む団体との協働によりまして、本町の豊かな自然を学び親しむ機会を設けることで、住民の皆様と一緒に自然と調和したまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますことから、現時点において里地里山条例を制定することは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(谷口 整) 山本議員。
- ○2番(山本 精) 現時点において里地里山条例を制定することは考えていないということですが、これから山手線や3つの南北線など新しい道路ができ、その周りへの開発が計画されています。先日まとめられた平成30年度転入転出者アンケートの集計の取りまとめでも、転入者が宇治田原を選んだ理由や転出者の宇治田原に住んでよかった点でも、「自然環境が豊か」という回答が寄せられています。そういう点からもこれからの宇治田原町の豊かな自然環境と土地利用の調和を図るためにも、里地里山条例を制定

することを選択の中に入れることを求めまして、私の本定例会の一般質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

- ○議長(谷口 整) これで山本精議員の一般質問を終わります。 続きまして、原田周一議員の一般質問を許します。原田議員。
- ○6番(原田周一) 昨日からの一般質問で、9人目ということで大変お疲れやと思いますけれども、最後までひとつよろしくお願いいたします。

2件ございまして、新庁舎建設、それから不登校について、2つの問題についてお伺いしたいと思います。

まず、新庁舎建設について、不当・違法とされる問題について、当局の見解をお聞き したいと思います。

先日、我が家の郵便ポストに、このようなビラが投函されておりました。内容は、「新庁舎建設及び都市公園整備の支出は不当・違法」との見出しとともに、監査請求を提出との記載があり、5つの問題について記載されております。私はこのチラシを見て、驚くと同時に愕然としました。新庁舎建設に係る経緯に関しては、現庁舎の耐震補強の問題から始まり、費用対効果、また防災上の観点からその都度本会議及び所管委員会や新庁舎建設調査検討特別委員会を設置する中で議論・審議され、それぞれの内容について議会で採決、可決され、今日まで進捗してきました。現在議場におられる議員の中でも3分の1の各議員の方々は当初からこの問題に取り組んできており、その経緯については私同様詳しくご存じのことと思います。また、各議員の方々の大半の方が、私同様愕然とされているのではと感じております。

特にこのチラシでは、文中で問題3として、「地方自治法第4条第2項に大きく反するものであり、違法であると言えます」と述べられています。理由は、国道307号や町の中心から1kmも離れた坂の上、また文化センターや小中学校などの公共施設から遠く離れた位置であることから、利便性に問題があり違法と述べられています。

私も地方自治法の条文を確認しましたが、地方自治法第4条には、「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又は変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない」。第2項として、「前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、ほかの官公署との関係などについて適当な考慮を払わなければならない」。また、第3項として、「第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以

上の者の同意がなければならない」。以上が地方自治法第4条の内容であります。私は地方自治法第4条を何回読んでも違法性の意味がわかりません。私だけでしょうか。町の中心地から1kmも離れた坂の上と明記されていますが、条文では住民の利用に最も便利であるように交通の事情、ほかの官公署との関係などについて適当な考慮を払わなければならないとありますが、町の中心地は現庁舎の位置が中心でしょうか。本町は、町域として東西に10.9km、南北8.8kmで周囲42.1km、面積58.16km²であることはご承知のとおりであります。中心というのは地形的な面で見るのか、各地域の居住人口で見るのかによっても、その位置は変わってくるのではと思います。何よりも、昨年6月議会で「宇治田原町役場位置の設置条例の一部を改正する条例」を、地方自治法第4条第3項の規定に基づき、本町議会として可決したところであり、その行為自体が違法であったということになります。

また、住民合意は得られていないとも述べられていますが、議会においてその都度、 賛成・反対の質疑に対し当局の回答があり、それらを踏まえて各議員が判断し、賛成多 数の議決をもって今日まで進んできました。「議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、 住民全体の代表者として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して町 や村としての意思を形成する任務を有する」と、議員必携に明記されております。

私は前期の2年間、監査委員も務めておりましたので、住民の方々が監査請求の権利 を備えていることも十二分に承知しております。そこで、町は先ほどにも述べた冒頭の 不当・違法という5つの問題とされることに対して、これまでの経過を踏まえ、どのよ うな見解をお持ちなのかお聞きいたします。

- ○議長(谷口 整) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、ただいまの原田議員の質問に対しまして、私のほうからご答弁申し上げます。

本年4月4日付の洛タイ新報でも報道があったとおり、新庁舎及び都市公園整備事業の支出に対しまして監査請求が出されたところですが、監査委員さんによる監査の結果として請求を棄却するという決定が下されたことにつきましては、これまでの取り組みや手続が認められた結果であり、進行中の事業を粛々と今後も進めてまいりたいと考えております。

ご質問の不当・違法という5つの問題とされる事柄について、まず砂利採取跡の埋め

立て地であるがゆえの安全性の問題につきましては、地質調査結果を受けて建築に係る文献をもとに検討し、良好な支持層に杭基礎する設計を採用するなど、安全な施設整備を目的とした設計を行い、審査・鑑定機関の構造審査をクリアし、建築基準法に適合する旨の確認済証を受けており、現在の場所に建築することは問題ないと判断しております。

次に、町の中心部、住宅地から遠く離れた場所であるがゆえの災害対策の問題、また住民の利便性の問題につきましては、そもそも新庁舎建設事業は、第5次まちづくり総合計画で新市街地整備の中核事業として位置づけておりますし、公園につきましても国土交通省国土技術政策総合研究所が出されている「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」で配置の基本的な考え方として、防災拠点となる施設との連携を考慮し、高速道路や幹線道路等に接続したアクセスの確保が容易な位置に配置することが望ましいとされておるところでございます。まさに事業地につきましては、新名神高速道路や宇治田原山手線、南北線などの整備を考えますと、アクセスに優れ、また地質調査結果からも液状化は起こりにくく危険な場所ではないと判断しておりますことから、全く問題のない場所であると言えます。議員からの指摘もございましたが、地方自治法第4条の規定に反するとの指摘につきましては全く当てはまらないものであると考えております。

次に、財政的な問題でありますが、事業推進に当たっては有利な財源を最大限活用する中で整備を考えているところであり、できるだけ単独事業を少なくするよう努力しているところであります。負債を子どもや孫の代まで強いるものとの意見についても、逆に今を生きる者だけが負担をするものでもなく、世代間の負担の公平といった考え方も必要であります。何よりも今般の財産取得は住民の財産であり、将来における付加価値は高まるものであると考えているところでございます。

不当に高い土地代ではないかとの指摘については、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき制定された国家資格を有する不動産鑑定士による鑑定評価価格であり、適正なものであると判断しております。

最後に、新庁舎用地の決定に至る経緯と住民合意の問題についてでございますが、新 庁舎建設位置決定に至る経過といたしましては、庁舎建設委員会からの意見具申、議会 からの提言や今後のまちづくりの方針となります第5次まちづくり総合計画策定に対す る審議会での議論を経て、本総合計画の土地利用構想に位置づける新都市創造ゾーンの 中のシビック交流拠点内に整備をする方向を決定したところでございます。

都市公園用地の位置を含め、第5次まちづくり総合計画、宇治田原町都市計画マスタープラン策定時や都市計画決定時にパブリックコメントで住民の方々のご意見をお聞きするとともに、説明会を開催しながら進めてきたところでございます。こうした経過を踏まえ、必要となります用地の取得に向けた手続き、用地交渉を経て昨年6月議会で新庁舎用地の財産取得議案や役場庁舎位置の条例案についてご議論をいただき、ご可決いただいたところでございます。

以上のように、住民の方々との合意形成を重視しながら事業を進めているところであり、住民合意については批判を受けることはないと判断しております。請求者の方々は本当に宇治田原町の将来や有事のことを考えてくださった上でのご質問やご指摘であると受けとめておりますが、どの項目もこれまでも誠心誠意ご説明させていただいたつもりであり、ご理解いただけることを切に願うところでございます。

以上で答弁といたします。よろしくお願いします。

- ○議長(谷口 整) 原田議員。
- ○6番(原田周一) それでは2回目の質問に移りたいと思います。

ただいまの答弁で、監査委員から請求を棄却するとの決定があったということでありますが、どのような回答書になっているのか詳細はわかりませんが、請求を棄却するとの答えは私もまったく同じ考えであります。私の個人的な見方ではありますが、町はこれまでも丁寧に説明されてきたと思いますし、今般監査請求された方々も、これまで多くの疑問や意見を提起されるなど、新庁舎や防災公園を兼ねた都市公園の整備を本当にご心配いただいたご意見であったと思っておりました。が、今回投函されたチラシは、監査委員からの回答も出ていない段階で配布され、ましてや冒頭の内容であり、法律に基づく手続きにより議決した案件を違法であるというチラシを配布されるという行為には、納得できません。

こうした行為の目的が、住民の方々の安全を最優先に考えたものではなく、逆に住民 の方々を不必要に不安に陥れ、町政を混乱させようとする、何か政治的な意図があるように思えて仕方ありません。請求人の方々は、逐一どのような方々か存じ上げませんが、議会へも幾度となく傍聴にもお越しになり、住民の福祉の向上に熱心な方々であると思います。それだけ熱心に行政や議会の意見を聞かれているのに、町の最高決定機関での議決を違法呼ばわりされることに対して憤りを覚えるところであり、非常に残念で仕方

がありません。私も他の議員の皆さん方同様、初当選以来10年余りの間住民の方々との意見交換や要望などをお聞きし、委員会や本会議でも発言し今日に至っておりますが、その間審議される議案は私と会話した多くの住民のご意見や思いなどを代弁させていただき、私自身の過去の経験なども含め、住民目線の立場で考え、是々非々の判断でその都度対応してきたつもりであります。今回のチラシは私の議員としての行動とチラシの内容は相反するものと言わざるを得ません。

住民の方の中には賛成の方も反対の方もおられますが、私自身を含めた住民福祉の向上と宇治田原町の繁栄を願い、物事を判断し、その都度の賛否について行動しており、結果決まった答えに対し、決められた方向に最善を尽くすという流れが民主的な決定方法だと私は思っております。こうした中で、これまでにもいろいろと答弁をいただいておりますが、町長の新庁舎にかける思いをお聞きしたいと思います。

- ○議長(谷口 整) 西谷町長。
- ○町長(西谷信夫) それでは、原田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。 新庁舎建設事業につきましては、私が町長就任1期目の平成25年12月、南海トラ フの地震の可能性、また前の年の京都府南部豪雨の災害、またその年の9月の台風18 号の豪雨による甚大な災害、そして住民の皆様方のさまざまなご意見をお聞きする中で、 これまでの耐震改修から新庁舎建設へと方針転換を決断したところでございます。

2023年度、新名神高速道路が開通し全国に通ずる玄関口が本町にできる中、私の願いはこれまでも幾度となく訴えておりますが、人と人とが絆で結ばれ、20年先、30年先、そして50年先の未来に希望と責任が持てる、また「住んでいる人」も「住んでいない人」も「好きやねん」うじたわら」と言っていただける、明るい未来ある宇治田原をつくることであります。

2期目の選挙公約にも掲げておりますが、そのためには最重要三本柱、すなわち「みちづくり」、「拠点づくり」、「未来づくり」を推進することが重要であると考えておるところでございます。

この「拠点づくり」がまさしく新庁舎の建設であり、建設費用に十二分に注視しながら、住民の安心安全はもとより地域活動、新都市創造ゾーンの都市計画道路を、宇治田原山手線をはじめとする都市機能を牽引する極めて重要な旗印とすべく、計画的に事業推進を図っておるところでございます。ご指摘のとおり、法的な手続きを踏まえ進めますのは当然のことであります。また、住民の方々の理解なくして事業の進捗はあり得な

いと考えておるところでございます。

先ほど副町長からの答弁もありましたが、監査委員さんの判断にこれまでの取り組みが認められたものと確信するところでございます。今後も議会をはじめ、住民の方々の理解を得る中で、計画どおり事業が進捗するよう、鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(谷口 整) 原田議員。
- ○6番(原田周一) 答弁ありがとうございます。

庁舎の完成は来春で、その後防災機能を備えた都市公園の完成予定と伺っております。 昨日の質問でも、防災関係の事柄に関する事項が各議員さんからありました。住民の安 心安全のため、防災の拠点となる新庁舎の完成は、工事の遅れなどないよう、町長の公 約どおり進めていただくよう熱望し、この質問を終わりたいと思います。

次に、2問目の不登校について質問させていただきます。

昨今、各種報道で児童虐待、子どもの貧困問題、引きこもりなど、毎日のように目に 飛び込んできます。特に40歳を超えた引きこもりの増加が親の高齢化とともに社会問 題になっており、近い将来、本町でも必ず大きな問題になることは明白であると思いま す。

現在、少子化・核家族化・地域とのつながりの希薄化などにより親が孤立化し、子育 てに悩み苦しんでいる現状や、社会性や自立心の形成に課題のある子どもなど、さまざ まな問題を抱えている家庭が増えてきているとも言われています。そんな中、本町では 子育て支援センターの皆さんもいろいろ企画され、しっかりと取り組んでいただいてい ることはよく承知しております。また、教育委員会では小1プロブレムや中1ギャップ などの問題を見据えた、9年間を通じた小中一貫教育にも取り組もうとしております。

その一方で、不登校児の問題もあります。10年、20年先を見据えたとき、予防策が重要であります。私も、知り合いの他市町の議員にその対処について聞き取りもしましたが、現状はどこも教育行政はそうした児童生徒に対し、家庭訪問などを通じた対症療法的なものが多く、予防的なものはほとんどないとの印象を得ております。本町の不登校の現状及びどのように対処されているのか、お尋ねいたします。

- ○議長(谷口 整) 岩井学校教育課長。
- ○学校教育課長(岩井直子) 国の基準では、年間30日以上病気や経済的な理由を除い

て欠席した場合を不登校と定義しています。本町の平成30年度の不登校の状況は、両小学校ともに0名、中学校は11名でした。また、年間を通して1日も登校できなかった児童生徒は、小中学校ともに0名となっています。

中学校で30日以上欠席した11名の要因はさまざまですが、家庭や自分自身の将来への不安、学校における友人関係をめぐる問題を要因とする場合が約半数を占めています。そうしたことから、学校では児童生徒が担任をはじめとする教職員との日常的な相談ができる体制を確立し、教育相談週間を設けたり、教員には打ち明けにくい悩みや相談についてはスクールカウンセラーとのカウンセリングを紹介しています。

また、一人一人が孤立せず、円滑な人間関係を結ぶために、授業や特別活動等を通して子どもたちの居場所づくりに取り組んでいるところでございます。今後、そうした取り組みをさらに充実・発展させ、家庭とも連携し、不登校の児童生徒を減らし、皆が生き生きと楽しく充実した学校生活を送れるようにしていきたいと考えております。

- ○議長(谷口 整) 原田議員。
- ○6番(原田周一) 今の答弁で不登校の定義は理解できました。平成30年度小学校では0、中学校では11名が不登校になっているとのことでした。過日、文科省が発表した2017年度の京都府内の国公私立の不登校者数は、小学校が644人、対前年比32人増、中学校が2,053人、32人増、高校が866人、137人減、高校の中途退学者は750人、16人増との報道がありました。

私は7、8年前になりますが、子どもの貧困という言葉が出始めたころに、子どもの貧困、不登校、引きこもりなどについての研修会に参加したことがあります。当時の資料を改めて見ますと、以前は登校拒否と呼ばれていたのが、平成4年当時の文部省初等局長通知で「登校拒否問題への対応について」の中に、「不登校(登校拒否)はどの子にも起こり得る」との言葉が出てきて以来、教師も不登校の子どもに対して理解を示すようになる半面、一方で「誰でもなるのだから仕方がない」と試行錯誤しながら、働きかけることも少なくなってきたと言われております。

先ほどの11人という数字は多いと見るのか、少ないと見るのかは議論があるかとは 思いますが、私は非常に多いと懸念しております。要因についてもさまざまとのことで すが、各家庭や自身の将来への不安や学校における友人関係の問題を要因とする場合が 約半数占めているとのことでした。私が研修を受けた当時も、不登校のきっかけは「友 人関係をめぐる問題」が最も多く、次いで「学業の不振」、「教師との関係をめぐる問 題」となっており、先ほどの答弁と年月を経てもあまり変わっていません。

こうした状況下で、学校、教育委員会でもカウンセラーなどによる相談窓口の開催などに取り組んでいただいていますが、今回も昨日11日、朝9時半から夕方5時30分までの、宇治田原小学校相談室においてカウンセラーによる相談会が開催されました。過去からの開催を含めてどのような状況であったのか、例えば先ほどの例のように教師との関係をめぐる問題があった場合、教育相談の申し込みは担任になっており、申込書に相談したい事柄を簡単に記入するようになっていますが、そのような内容を保護者が申し込めるのか、担任の先生宛てに担任のことを書けるのか疑問です。どのようになっていますか。

また、開催日時においても、時間は長いですが平日のため、ほとんどの家庭では共働きも多く参加できにくいと思いますが、いかがでしょうか。仕事を休んででも相談に伺う保護者は、日ごろから子どもに対し家庭教育含め熱心な家庭ではないでしょうか。現状の相談状況についてお尋ねいたします。

- ○議長(谷口 整) 岩井課長。
- ○学校教育課長(岩井直子) 本町のスクールカウンセラーにつきましては、国及び京都府の施策として維孝館中学校に年間280時間、各小学校に年間16時間の合計312時間配置をしていただいております。また、維孝館中学校に配置されている280時間のうち、年間20時間ずつはスクールカウンセラーが各小学校に出向き、相談活動を行っております。

派遣日につきましては毎週火曜日を基本とし、各学校の管理職、養護教諭、教育委員会、スクールカウンセラーで調整の上、決定をしています。また、カウンセリング活動の円滑な実施のため、スクールカウンセラーが維孝館中学校に配置されているいずれの日にも、小学校の保護者の相談を受け付けるとともに、学校では相談しにくいという保護者に対しましては総合文化センターでの相談も実施しているところです。

カウンセリングの申し込みにつきましては、カウンセラー便りなどを通じ、児童生徒には担任の先生か養護教諭にカウンセラーと話しをしたいと申し出るように、保護者の皆様には学校に直接ご連絡いただくか、担任を通じてお問い合わせいただくこととしており、相談したい事柄を必ず記載することにはしておりません。

相談日時につきましては、スクールカウンセラーを配置している府の要項に基づき、 年間35週、9時から18時のうち休憩1時間を除く8時間勤務の280時間に加え、 先ほどご説明いたしました各小学校4時間を年間4回実施しているところです。

平成30年度の相談状況につきましては、小学校が延べ70件、中学校が延べ75件の合計145件、相談者の内訳は、児童生徒が61件、保護者が51件、教職員が32件、卒業生の保護者が1件。相談内容は、多いものから友人関係が37件、お子様の発達に関することが37件、児童虐待の疑いが24件、家庭の問題が17件、学業・進路に関することが4件、いじめ問題への対応が3件、その他23件となっている状況でございます。

- ○議長(谷口 整) 原田議員。
- ○6番(原田周一) 学校教育、社会教育、生涯学習などにおいては、本町でも重きを置いて取り組まれていますが、果たして家庭教育はどうでしょうか。ここで述べる家庭教育とは、家庭学習とはノットイコールであります。家庭教育は、教育基本法第10条に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」と定義されています。また、近年の社会情勢から平成25年6月に第2期教育振興基本計画が閣議決定され、その後多くの自治体で家庭教育支援条例が制定されてきており、家庭教育支援の機運が全国的に高まってきております。引きこもりの問題をはじめ、不登校の予防の観点から見ても、本町でも条例を制定し、行政あげて支援していく必要があると思います。

本町は都市部に比べ、まだまだ地域のコミュニティーが残っていると思います。条例 制定について、教育長のお考えをお聞きいたします。

- ○議長(谷口 整) 奥村教育長。
- ○教育長(奥村博已) それでは、原田議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

家庭教育につきましては、本町の平成31年度教育の重点において、社会教育の重点目標の1つに住民一人一人の生涯を通じた学習の支援を掲げ、それを推進するための手立てといたしまして、家庭の教育力の向上を挙げております。具体的には、1つに家庭教育に関する学習機会の充実、2つ目に学校・地域社会及び地域子育て支援センターなど、関係機関・団体との連携・協働、3つ目にブックスタートなど乳幼児期から豊かな心を育む家庭教育の支援、この3つの取り組みを進めているところですが、議員ご指摘のとおり、今後不登校の未然防止、引きこもりの問題等の解決という視点からも、さらなる支援策について考え、また家庭教育支援条例につきましても研究課題であると考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(谷口 整) 原田議員。
- ○6番(原田周一) 教育長は教育委員会はじめ、行政経験も豊富と聞いております。家庭教育支援条例は、行政全体を巻き込んだマトリックス組織で機能しなければなりません。条例の制定については研究課題とのことですが、不登校の現実を見るとき、今すぐにでも行動すべきと思います。教育委員会が行動しなければ、町長部局が中心となってでも対応すべきと考えております。

先ほどのカウンセリングの状況から見ても、現場の先生方は一生懸命に取り組んでおられると思います。現在発生している子どもたちの一日も早い学校への登校とともに、 これ以上不登校の児童生徒が出ないよう、しっかりとした対応をお願いしておきます。

町長は、「子どもはまちの宝」とよく言われます。先進地事例をよく調査され、早急な対応と町の子どもたちを守るためにも、教育長の奮起を願いまして私の質問を終わらせていただきます。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長(谷口 整) これにて原田周一議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の全日程は終了いたしました。本日は、これにて散会をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定 をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次回は6月20日午前10時から本会議を開きますので、ご参集いただきたいと思います。

本日はお疲れさまでした。

散 会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

 議
 長
 谷
 口
 整

 署
 名
 議
 員
 今
 西
 久美子

 署
 名
 議
 員
 谷
 口
 重
 和